

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月8日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第11号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第23条 略 2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>	<p>(勤勉手当) 第23条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職	1	円 150,100	円 198,500	円 234,400

員以 外の 職員	2	151,200	200,300	236,000
	3	152,400	202,100	237,500
	4	153,500	203,900	239,000
	5	154,600	205,400	240,300
	6	155,700	207,200	241,900
	7	156,800	209,000	243,400
	8	157,900	210,800	244,900
	9	158,900	212,400	246,000
	10	160,300	214,200	247,500
	11	161,600	216,000	249,000
	12	162,900	217,800	250,300
	13	164,100	219,200	251,800
	14	165,600	221,000	253,000
	15	167,100	222,700	254,300
	16	168,700	224,500	255,500
	17	169,800	226,100	256,800
	18	171,200	227,800	258,200
	19	172,600	229,400	259,600
	20	174,000	230,900	261,100
	21	175,300	232,200	262,700
	22	177,800	233,800	264,400
	23	180,300	235,400	266,000
	24	182,800	236,900	267,600
	25	185,200	237,900	269,400
	26	186,900	239,400	271,200
	27	188,500	240,700	272,900
	28	190,200	241,900	274,600
	29	191,700	243,100	276,200
	30	193,400	244,100	277,900
	31	195,200	245,100	279,700
	32	196,900	246,100	281,200
	33	198,500	247,200	282,400
	34	199,900	248,100	284,100
	35	201,400	249,000	285,700
	36	202,900	250,000	287,400
	37	204,200	250,900	289,000

38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	308,100
50	220,300	266,600	309,600
51	221,300	267,800	311,100
52	222,300	268,900	312,700
53	223,300	269,900	314,300
54	224,200	270,900	315,900
55	225,100	272,000	317,500
56	226,000	273,100	319,000
57	226,300	274,000	320,500
58	227,100	275,000	321,700
59	227,800	275,900	322,900
60	228,500	277,000	324,100
61	229,200	278,100	324,800
62	230,000	279,100	325,700
63	230,700	280,000	326,500
64	231,300	281,000	327,300
65	231,900	281,500	328,200
66	232,500	282,400	328,600
67	233,100	283,100	329,300
68	233,800	284,000	330,100
69	234,500	285,000	330,900
70	235,100	285,800	331,600
71	235,600	286,600	332,300
72	236,300	287,400	333,000
73	237,000	288,200	333,500

74	237,600	288,700	334,100
75	238,200	289,100	334,600
76	238,700	289,600	335,200
77	239,300	289,800	335,500
78	240,000	290,100	336,000
79	240,700	290,300	336,400
80	241,200	290,700	336,900
81	241,700	290,900	337,300
82	242,300	291,100	337,800
83	242,900	291,500	338,300
84	243,400	291,800	338,800
85	243,900	292,100	339,100
86	244,500	292,400	339,500
87	245,100	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000
109		299,500	348,500

	110		299,900	348,900
	111		300,300	349,200
	112		300,600	349,500
	113		300,800	350,000
	114		301,000	
	115		301,300	
	116		301,700	
	117		301,900	
	118		302,100	
	119		302,400	
	120		302,700	
	121		303,100	
	122		303,300	
	123		303,600	
	124		303,900	
	125		304,200	
再任用職員		187,700	215,200	255,200

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第23条 略 2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第23条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p>

<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の47.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の57.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～6 略</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与規程第23条の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(会計年度任用職員に対する令和4年度の給与に関する経過措置)
- 4 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）に対して令和4年度の給与を支給する場合であって、給料月額を決定し、及び当該給料月額を基に手当を算出するときにおける香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程第2条第1項又は第5条第1項の規定の適用については、改正後の給与規程別表第1の規定及び附則第2項の規定にかかわらず、別に定める。